

新型コロナウイルス感染症に伴う電話再診（処方箋発行）のお知らせ

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、当院では、担当医が判断した場合に限り、電話による診察及び処方箋発行を行っております。なお、今回の措置につきましては、臨時的措置に基づくものですので、期間限定であることをご了承ください。

対象患者

当院に定期的を受診されている患者さんのうち、主治医が電話での診察や処方に危険性がないものと判断した方、また、診察予約があり、診察予約前日までに電話連絡をできる方に限ります。

■電話再診の受診方法

電話再診を受診するための電話予約 ⇒ 電話診察 ⇒ 薬局で薬の受け取り

【電話再診の予約申込について】

1. 診察券、お薬手帳をご準備のうえ、当院代表電話（076-422-1112）におかけください。

電話にて「〇〇科」と、受診される診療科名をお伝えください。

予約申込の受付時間 平日 14：00～16：00

※土日・祝日及び時間外の受付はしていません。

2. 各診療科受付から以下の内容を確認いたします。

- ・お名前
- ・連絡先
- ・診察券の登録番号
- ・担当医師名
- ・かかりつけ調剤薬局名、電話番号、FAX 番号
- ・お支払方法

3. 担当医師が電話再診による処方の可否判断をおこない、診察日時を折り返し連絡いたします。

※診察の結果、処方箋を発行しない場合もございますので、ご了承ください。

【電話再診当日について】

1. 当院より電話再診のお電話をいたします。

電話再診の当日に、電話に必ず出られるようにしておいてください。

2. 電話再診終了後、担当医師により処方箋発行をおこない、当院からかかりつけ調剤薬局へ処方箋を FAX 送信します。

【薬局でのお薬の受け取り】

1. 患者さんまたはご家族は、かかりつけ調剤薬局にてお薬をお受け取りください。

※処方箋を持参しなくても、お薬を受け取ることができます。

※処方できるのは、定期的に通院されている方に限ります。また、これまで処方されていたお薬の変更や追加処方はできません。

※お薬は翌日以降に、電話診察の当日から4日以内にお受け取りに行ってください。

【会計について】

会計（診察料及び処方箋料等）は通常どおり発生します。

請求書を郵送いたしますので、以下の方法によりお支払いください。

- ・次回外来時お支払い
- ・北陸銀行窓口にてお支払い

厚生労働省 Web サイト

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その2）

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その5）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000602230.pdf>

<https://www.mhlw.go.jp/content/000609551.pdf>